

**姫路城夜桜ライトアップイベント事業に係る  
企画及び演出等業務委託  
公募型プロポーザル募集要項**

**令和7年12月  
姫路市**

## 1 募集の概要

### (1) 業務名

姫路城夜桜ライトアップイベント事業に係る企画及び演出等業務委託（以下「本業務」という。）

### (2) 業務の概要

本業務は、新しい感動を創出し、姫路城の魅力を発信するとともに、滞在型観光の促進を図るため、夜の西の丸庭園において、夜のライトアップ等を実施するもの。

### (3) 業務期間

契約締結日から令和8年4月30日まで

## 2 参加資格

参加表明をする者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる要件（以下「参加資格要件」という。）を全て満たしていなければならない。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しないこと。
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者に該当しないこと。
- (3) 競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号。以下「告示第408号」という。）第5項の規定により業者登録名簿に登録され、かつ、「広告、催事、展示」の業種及び「イベント企画演出、会場設営」の詳細業種について競争入札に参加する資格を有していること。
- (4) 姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない法人であること。
- (5) 次の全てに該当すること。

ア 姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止措置（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

イ 指名停止等措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当しないこと。

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。）がなされていないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (8) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当する関係がないこと。

### ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

### イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 組合とその組合員

(イ) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係である場合

(9) 平成27年4月1日以後に業務が完了した、国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体（公共法人等）が発注した特別史跡地内や国宝を有する史跡地内を会場としたイベント運営の履行実績を元請として有すること。

### 3 プロポーザルに関する担当部局等

#### (1) 担当部局

姫路市観光経済局 姫路城管理事務所（以下、「姫路城管理事務所」という。）

〒670-0012 姫路市本町68番地

電話 (079) 285-1146

FAX (079) 222-6050

#### (2) 契約条項を示す期間及び場所

契約条項を示す期間	令和7年（2025年）12月19日から 令和8年（2026年）2月25日まで 令和7年12月27日から30日を除く。
閲覧の場所	姫路城管理事務所

### 4 プロポーザル実施に係るスケジュール

	項目	日 時
1	公告及び要求水準書等の公表	令和7年12月19日
2	参加表明手続の提出書類の受付期限	令和8年1月13日午後4時まで
3	参加資格確認結果の通知	令和8年1月14日
4	プロポーザルに関する質問受付期限	令和8年1月21日午後4時まで
5	プロポーザルに関する質問への回答	令和8年1月26日午後1時以降
6	提案資料提出書類の受付期限	令和8年2月5日午後4時まで
7	ヒアリング	令和8年2月12日（予定）
8	契約候補者の特定	令和8年2月12日
9	契約候補者の通知	令和8年2月15日
10	契約相手方の決定	令和8年2月17日
11	契約の締結	令和8年2月25日
12	審査結果の公表	令和8年2月26日

## 5 参加表明手続及び参加資格の確認

(1) 参加表明者は、次の方法により参加表明手続きを行い、第2項に規定する参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、参加表明手続の際に受領した提出書類については返却を行わない。

### ア 提出書類

- (ア) 参加表明書（様式第1号）
- (イ) 業務実績調書（様式第2号）
- (ウ) 関連企業申告書（様式第3号）
- (エ) 姫路市税の納税証明書（滞納無証明書）（公告日以後に発行されたものの写し、市税の納税義務がある場合に限る。）
- (オ) 国税の納税証明書（税務署様式その3の3）（公告日以後に発行されたものの写し）

### イ 提出部数

1部

### ウ 参加表明手続きに必要な書類を示す期間及び場所

参加表明書等 配布期間	令和7年（2025年）12月19日から 令和8年（2026年）1月13日まで
閲覧の場所	姫路城管理事務所 (参加表明者は、姫路市ホームページに掲載する参加表明手続及び提案手続きに必要な様式等を、必要に応じてダウンロードし、使用すること。 ( <a href="https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000029817.html">https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000029817.html</a> )

### エ 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達の記録が確認できるものによること。

### オ 提出場所

姫路城管理事務所

### カ 提出期間（参加表明受付期間）

令和8年1月9日午前9時から同年1月13日午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（受付期間最終日を除く。）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

## (2) 参加資格の確認結果

ア 参加資格の確認結果は、令和8年1月14日までに参加資格確認通知書を電子メールで送付することで通知する。なお、参加資格の確認日は参加表明受付期間最終日とする。

イ 参加資格がないと認めた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載する。

ウ 参加資格がないと認められた者は、市に対して参加資格がないと認めた理由について

て説明を求めることができる。その場合は、令和8年1月21日正午までに、参加資格がないと認めたことに対する説明請求を書面（様式は任意）により姫路城管理事務所に提出すること。市は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。

## 6 説明会

説明会は行わない。

## 7 プロポーザルに関する質疑について

(1) 第5項の規定により参加表明手続を行い、参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）に限り、次の方法によりこのプロポーザルに関する質問をすることができる。

ア 提出書類

質疑書（様式第4号）

イ 提出方法

質疑書に質問事項の他必要事項を入力し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更の上、当該電子ファイルを次の「ウ 提出場所（送信先アドレス）」宛てに電子メールで送信すること。（ファイル形式はMicrosoft Excelとする。）

ウ 提出場所（送信先アドレス）

[himejijyo@city.himeji.lg.jp](mailto:himejijyo@city.himeji.lg.jp)

エ 提出期限

令和8年1月21日午後4時まで

(2) 質問に対する回答は、次により行う。

ア 令和8年1月26日午後1時以降に、全ての質問と回答を記載した同一の内容の書類を、電子メールで全ての参加者に送付する。

イ 質問及び質問に対する回答は、姫路市ホームページに掲載する要求水準書の追加又は修正事項とする。

ウ 質問が次項第1号に定める提案資料の評価に関する内容である場合は、回答をしないことがある。また、質問の内容に参加者を特定できる記載があるときは、回答をしない。

エ 質問者名は、公表しない。

## 8 提案資料提出手続

参加者は、次の方法により提案資料を提出しなければならない。

### (1) 提出書類（提案資料）

提出書類名	提出上の注意
提案書 (様式第5号-1から 様式第5号-6)	書式はA4版縦向き、カラー印刷とし、枚数は各様式に記載のとおりとする。業務実施方針、会場構成、業務実施体制、運営計画等を記載すること。 (別に定める「姫路城夜桜ライトアップイベント事業に係る企画及び演出等業務委託公募型プロポーザル提案書作成要領」を参照すること。)
事業費見積書（様式第6号）	当該業務に必要な全ての経費を見積もること。

### (2) 提出部数

原本1部、副本8部（副本には押印を要しない。1部ずつまとめること。事業費見積の提出は原本1部とする。）

なお、提出書類（提案資料）には、参加者が特定できるような表示及び記載のないものとすること。

### (3) 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達の記録が確認できるものによること。

### (4) 提出場所

姫路城管理事務所

### (5) 提出期間（提案受付期間）

令和8年2月3日から2月5日午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（提出期限最終日を除く。）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

### (6) その他

ア 提案資料を出した参加者（以下、「提案者」という。）が特定できるような表示及び記載等は一切認めない。提案者が特定できるような記載がある場合は、失格となることがある。

イ 提案者につき提案資料の提出は、1件とする。

ウ 提案資料の作成に当たっては、要求水準書の内容を確認し、要求水準に基づき作成すること。

エ 提案に当たっては、著作権等第三者の権利の関わるものとの使用については、提案者の責任において処理すること。

オ 提案資料の提出後において、資料の差替えは認めない。

カ 提出された提案資料は、一切返却しない。

キ 提出された提案資料は、本業務の契約候補者の特定の過程で必要に応じて複製する場合がある。

ク 提出された提案資料は、本業務以外の目的で使用しない。

## **9 ヒアリングの実施**

- (1) 提案者は、前項の規定により提出した提案資料についてヒアリングを受けなければならぬ。なお、ヒアリングの開催日時、場所等の詳細については、提案受付期間終了後、別途通知する。
- (2) ヒアリングは、提案資料に関する質疑（応答）により実施するものとし、補完的な資料の提出は認めない。（提案資料に関する概要説明は必要なしとする。）
- (3) 正当な理由なくヒアリングを欠席した場合は、失格となる場合がある。

## **10 本件の提案上限金額**

8,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

（見積額は、本件の提案上限金額以内とする。）

※ 契約候補者として特定した場合は、別途、契約締結に係る交渉を行うため、この提案上限価格での契約を約するものではない。

## **11 提案資料の審査及び契約候補者の特定**

### **(1) 審査及び契約候補者の特定方法**

- ア 審査は、ヒアリング（質疑応答のみ）を実施の上、第8項の規定により提出のあつた提案資料を次号に基づき評価し、提案者毎に総合評価点を算出する方法による。
- イ 提案に関する評価は、姫路城夜桜ライトアップイベント事業に係る企画及び演出等業務委託審査委員会（以下「審査委員会」という。）において実施する。
- ウ 審査委員会において、提案資料及びヒアリング（質疑応答のみ）の内容により、提案内容の全てについて総合的に判断し、審査の結果、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者とする。
- エ 契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上ある場合は、それらの者のうち、提案等に関する評価点の最も高い者を契約候補者とする。提案等に関する評価点の最も高い者がなお2者以上ある場合は、事業費（受託希望金額）が最も低い者を契約候補者とする。事業費（受託希望金額）の最も低い者がなお2者以上ある場合は、それらの者の中から、くじにより契約候補者を特定する。

(2) 評価項目及び評価基準

ア 提案等に関する評価

評価項目	評価基準		配点
業務実施方針 (10点)	業務実施方針	本業務の概要に沿った夜桜ライトアップイベントの実施方針が提案されているか。 実施方針に沿ったイベントタイトル及びイベントテーマとなっているか。	10点
会場構成 (36点)	音響	西の丸庭園等における演出及び生演奏など、会場の雰囲気づくりができているか。	10点
	照明	会場内の石垣や門、樹木等を活用した視覚的なライトアップができているか。	10点
	文化財保護	文化財保護に関する安全管理を図れているか。 また、世界遺産・国宝姫路城の品位を損なう演出となっていないか。	10点
	企画全般	姫路城大天守等の建造物を背景等に効果的に活用した演出となっているか。	6点
業務実施体制 (8点)	業務担当責任者、演出関係、運営関係、インフルエンザ等の感染症の感染拡大防止対策等のために必要な人員体制となっているか。		8点
運営計画 (12点)	混雑時の対応や入場規制を行う際の運営についての考え方方が優れているか。		6点
	夜間イベントであることを十分理解し、来場者への安全対策は十分にとられているか。		6点
メインビジュアル、 広報宣伝 (20点)	広告ビジュアルが姫路城夜桜ライトアップイベントにふさわしいデザインとなっているか。		6点
	専用ホームページのビジュアル及びサイト上の機能が広報宣伝に繋がる提案となっているか。		6点
	SNS等を活用した広報宣伝が優れているか。		8点
製作・実施スケジュール (6点)	業務スケジュールは実現可能かつ具体的に示されているか。		6点

\* 1 上記ア記載の「地域精通度」以外の項目については、下表のとおり 5 段階評価にて項目ごとに評価点を算出する。

評価	判断基準	得点化方法
A	当該項目に関して特に優れている。	各項目の配点×1.00
B	AとCの中間程度	各項目の配点×0.75
C	当該項目に関して優れている。	各項目の配点×0.50
D	CとEの中間程度	各項目の配点×0.25
E	要求水準を満たす程度	各項目の配点×0.00

#### イ 事業費

第 8 項に定める提案資料の事業費見積書（様式第 6 号）に記載された受託希望金額を対象として、次の方により評価点を算出する。

各提案者から提案された事業費（受託希望金額）のうち、最低の金額を示した提案者を第 1 位として、事業費（受託希望金額）に関する評価点の満点である 8 点を付与し、他の提案者の評価点は、8 点に第 1 位の見積額と当該提案者が示す見積額との比率を乗じた値を乗じて得た数とする。

ただし、提案資料提出から契約締結日までの間に失格又は本プロポーザルから辞退した提案者が現れた場合、当該提案者の受託希望金額については評価点の算出対象から除外した上で、評価点を算出する。

8 点×（全提案中最低の受託希望金額／提案者が示す受託希望金額）

#### ウ 総合評価点

提案等に関する審査員全員の評価点の平均点と事業費（受託希望金額）に関する評価点の合計により算出する。（満点 100 点）

なお、総合評価点算出後に、上記「イ業費」のただし書きに該当する事例が発生した場合には、事業費（受託希望金額）に関する評価点を再算出した上で、総合評価点を再度算出する。

#### (3) その他

- ア 提案者が 1 者の場合でも、提案資料及びヒアリングの審査を実施する。
- イ 提出された提案資料を審査した結果、いずれの提案も要求水準書で示した要求水準等を満たしていないと判断した場合は、契約候補者の特定を行わないことがある。
- ウ 審査の経過に対する問合せには応じない。
- エ 契約候補者の特定を令和 8 年 2 月 12 日に行う。特定された契約候補者への連絡は、口頭又は電話連絡により通知するものとする。また、契約候補者にならなかつた提案者については、その旨を別途書面で通知する。
- オ 特定された契約候補者は、令和 8 年 2 月 17 日午後 4 時までに、本件業務の見積書を姫路城管理事務所に提出すること。
- カ 契約相手方、契約予定日、契約金額及び審査結果については、令和 8 年 2 月 26 日に姫路市ホームページに掲載する。

キ 審査の経緯については、一切公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

## 12 契約の方法

- (1) 審査の結果、特定した契約候補者と契約の締結交渉を行い、合意した場合に契約を締結する。
- (2) 契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、契約候補者が決定するまで次順位の者を繰り上げて、その者を契約候補者として契約の締結交渉を行う。この場合において、次順位以降に契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、前項第1号エと同様の方法により契約候補者を特定する。
- (3) 提案書は、契約書の一部とする。
- (4) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第29条の規定を適用する。

## 13 参加の辞退に関する事項

- (1) 参加表明者は、第11項第1号エの規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、契約候補者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。
- (2) 参加を辞退する場合は、辞退届を書面（様式は任意）により姫路城管理事務所に持参又は郵送（書留郵便等、配達の記録が確認できるものに限る。）で提出すること。  
なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

## 14 失格に関する事項

- 次のいずれかに該当する者は、失格とする。
- (1) 第2項各号に定める参加資格要件を満たしていない者
  - (2) 提案資料を提出期限までに提出しなかった者
  - (3) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者
  - (4) 提案手続きにおいて姫路市公告第682号第1項第3号に定める提案上限金額を超える金額を請負希望金額として提案した者又は0円以下の金額を請負金額として提案した者
  - (5) 要求水準書に重大な違反のある提案をした者
  - (6) その他このプロポーザルの条件に違反した者

## 15 著作権等

- (1) 提案資料の著作権は、提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その他姫路市が必要と認めるときには、姫路市は提案資料の全部又は一部を提案者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。
- (2) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている方法等を提案に使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

## 16 プロポーザルの参加に要する費用負担

提案資料の作成等、このプロポーザルの参加に要する費用は、参加表明者の負担とする。

## 17 その他特記事項

- (1) 契約候補者が正当な理由なく契約の締結を辞退した場合は、姫路市は契約候補者に対し、指名停止を行うことがある。
- (2) 契約候補者について、契約締結までの間に、第2項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合、これを満たしていなかったことが判明した場合、及びこのプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、姫路市は、契約候補者との間で契約を締結しないことがある。この場合、姫路市は契約候補者に対する損害賠償義務を負わない。
- (3) 契約候補者について、契約締結後に、第2項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合、これを満たしていなかったことが判明した場合、及びこのプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、姫路市は、当該契約を解除することができる。この場合、姫路市は契約候補者に対する損害賠償義務を負わない。
- (4) 契約候補者は、契約締結までに暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を提出しなければならない。
- (5) 参加者が参加表明手続及び提案手続等で提出した書類に故意に虚偽の記載をした場合その他このプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、姫路市は当該参加者に対し、指名停止を行うことがある。
- (6) 審査結果について、契約締結後に、別紙審査結果のとおり、各評価項目及び評価基準の得点について公表を行う。なお、提案者が2者の場合は、姫路市情報公開条例第7条第2号の規定に基づき契約候補者とならなかった者の点数を非公表とする。

## 17 問合せ先

〒670-0012 姫路市本町68番地  
姫路市観光経済局 姫路城管理事務所  
電話 (079) 285-1146  
FAX (079) 222-6050  
e-mail : himejijyo@city.himeji.lg.jp